

## ■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

### ①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造 など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

### ②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(札幌市)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
札幌市	木造の共同住宅 又は主要な構造 が木造である共同 住宅	基礎 基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程
		建方 木造の軸組を金物等により接合する工事の工程(枠組壁工法による場合にあっては、壁を設置する工事の工程)	木造の軸組を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程(枠組壁工法による場合にあっては、枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程)
	木造の共同住宅 又は主要な構造 が木造である共同 住宅のうち、主要 構造部である建 築物の部分が認 定型式に適合す るもの	基礎の配筋工事の工程	基礎の配筋を覆うコンクリートの打設工事の工程
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>この表において「木造の軸組」とは、土台、柱、はり及び筋かいをいう。</li> <li>この表において「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これらに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。</li> <li>この表において「認定型式」とは、法第68条の10第1項の認定を受けた型式をいう。</li> <li>特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事に係るものとし、建築物の工区を分ける場合は、初めて特定工程に係る工事を行った工区の工事に係るものに限るものとする。</li> </ul>		

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

## ■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

### ①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ・ ※法7条の3参照 ・ ※プレキャストの場合を含む	・ なし	H19.6.20～

### ②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(札幌市)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
札幌市	新築 増築 改築 移転 木造の共同住宅及び主要な構造が木造である共同住宅 ・ (木造及び木造以外の構造を併用している共同住宅のうち、木造部分の床面積の合計が最大となるものをいう。)	・ 法18条第3項の規定による確認済証の交付を受けたもの ・ 法68条の11第1項に規定する型式部材等の製造者としての認証を受けた者により製造された型式部材等を有する建築物で、建築士である工事監理者によって設計図書のとおり工事が実施されていることが確認されたもの	なし

※一の建築物における扱いとなります。

(同一敷地内に、中間検査対象建築物が複数棟存在する場合は、各棟ごとの特定工程において、検査をおこなうものとします。)

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。